農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資の一部を改正する件 新旧対照条文

○農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資(平成19年11月15日農林水産省告示第1417号)

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資	農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資
( )	一般材(枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材 並びに構造用パネルを除く。)であって、乾燥処理又は保存処理を施していないものをいう。

農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準等の一部を改正する件 新旧対照表

○農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準(平成18年2月7日農林水産省告示第125号) (下線部分は改正部分)

改正後

日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資について の取扱業者の認証の技術的基準等

- 一 対象農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準
- 1 (略)
- 2 格付の実施方法
- (1) (略)
- (2) <u>日本農林規格等に関する法律施行規則</u>(昭和25年農林省令第62号。以下「施行規則」という。)第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資(以下「対象農林物資」という。)の 検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者(役員、構成員又は職員の構成が検査の 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)と委託契約を締結し、格付のための 検査を行わせ、かつ、当該検査の結果に基づき格付を行うこと。
- 3 格付を担当する者の資格及び人数

格付担当者として、(1)及び(2)のいずれにも該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) (略)
- (2) <u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>の指定する講習会において、格付を行おうとする対象 農林物資の格付に関する講習を受講していること。
- 二 対象農林物資についての<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>の<u>認証</u>に関する業務の方法に関する基準
- 1 登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準

対象農林物資についての<u>登録認証機関の認証</u>に関する業務の方法に関する基準は、施行規則 第46条第1項第1号ハ及びホ、<u>第2号ト及び第3号へからチまで</u>の規定によるほか、次に定め るところによる。

- (1) 対象農林物資についての取扱業者又は外国取扱業者の認証の実施方法に関する基準
- ① <u>認証</u>をしようとするときは、当該<u>認証</u>の申請に係る工場又は事業所における施行規則第 29条に掲げる事項(以下「<u>認証事項</u>」という。)が一の基準に適合することを<u>書類審査及</u> び実地の調査を行い、その結果を検証することにより確認すること。
- ② 申請者が<u>登録認証機関</u>から<u>認証</u>を受けて格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認すること。
- ③ 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

イ <u>登録認証機関</u>からこの告示に定める基準により<u>認証</u>を受けた<u>取扱業者</u>又は<u>外国取扱業</u> 者(以下「認証事業者」という。)は、格付を行おうとするすべての対象農林物資が当 改正前

農林物資の規格化等に関する法律施行規則 第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準等

- 一 対象農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準
- 1 格付のための施設

検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。

- 2 格付の実施方法
- (1) 格付及び格付後の荷口の出荷又は処分に関する記録を作成し保存するための帳簿を備えていること。
- (2) 農林物資の規格化等に関する法律施行規則 (昭和25年農林省令第62号。以下「施行規則」という。)第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資(以下「対象農林物資」という。)の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者(役員、構成員又は職員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)と委託契約を締結し、格付のための検査を行わせ、かつ、当該検査の結果に基づき格付を行うこと。
- 3 格付を担当する者の資格及び人数

格付担当者として、(1)及び(2)のいずれにも該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 対象農林物資の選別業務に6月以上従事した経験を有すること。
- (2) <u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>の指定する講習会において、格付を行おうとする対象 農林物資の格付に関する講習を受講していること。
- 二 対象農林物資についての<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関の認定</u>に関する業務の方法に関する基準
- 1 登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準

対象農林物資についての<u>登録認定機関の認定</u>に関する業務の方法に関する基準は、施行規則 第46条第1項第1号ハ及びホ、<u>第2号へ並びに第3号ト、チ及びリ</u>の規定によるほか、次に定 めるところによる。

- (1) 対象農林物資についての製造業者等又は外国製造業者等の認定の実施方法に関する基準
- ① <u>認定</u>をしようとするときは、当該<u>認定</u>の申請に係る工場又は事業所における施行規則第 29条第1項第1号及び第4号に掲げる事項(以下「<u>認定事項</u>」という。)が一の基準に適 合することを書類審査及び実地の調査により確認すること。
- ② 申請者が<u>登録認定機関</u>から<u>認定</u>を受けて格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認すること。
- ③ 認定をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。
- イ <u>登録認定機関</u>からこの告示に定める基準により<u>認定</u>を受けた<u>製造業者等</u>又は<u>外国製造</u>業者等(以下「認定事業者」という。)は、格付を行おうとするすべての対象農林物資

該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することについての<u>登録認証機関</u>による当該 日本農林規格に定める測定方法を用いた確認を受け、当該確認の結果、適合すると確認 されたものについてのみ、格付を行うことができること。

- ロ 認証事業者は、認証事項が一の基準に適合するように維持すること。
- ハ <u>認証事業者</u>は、<u>日本農林規格等に関する法律</u>(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第37条の規定を遵守すること。
- ニ <u>認証事業者</u>は、法<u>第39条</u>の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は法<u>第65条第</u> <u>2項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法<u>第66</u> 条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。
- ホ <u>認証事業者</u>は、氏名若しくは名称、住所若しくは<u>認証事項</u>を変更しようとするとき又 は格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ<u>登録認証機関</u>にその旨を通 知すること。
- へ <u>認証事業者</u>は、<u>他人に認証</u>を受けている旨の<u>情報の提供</u>を行うときは、その<u>認証</u>に係る対象農林物資以外の<u>農林物資</u>について<u>登録認証機関の認証</u>を受けていると誤認させ、 又は<u>登録認証機関の認証</u>の審査の内容その他の<u>認証</u>に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- ト <u>認証事業者</u>は、<u>他人に認証</u>を受けている旨の<u>情報の提供</u>を行うときは、その<u>認証</u>に係る対象農林物資が当該対象農林物資の種類に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- チ <u>認証事業者</u>は、<u>登録認証機関が認証事業者</u>に対し、ヘ又はトの条件に違反すると認めて、<u>情報の提供</u>の方法を改善し、又は<u>情報の提供</u>をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- リ へ及びトに定めるもののほか、<u>認証事業者</u>は、他人にその<u>認証</u>又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その<u>認証</u>に係る対象農林物資以外の<u>農</u> 林物資について<u>登録認証機関の認証</u>を受けていると誤認させ、又は<u>登録認証機関の認証</u>の審査の内容その他の<u>認証</u>に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- ヌ <u>認証事業者</u>は、格付を行うときに<u>登録認証機関</u>が行うイの確認のための調査及び<u>登録</u> <u>認証機関</u>が定期的に、又は必要に応じて行うロの条件が遵守されているかどうかを確認 するための調査に協力すること。
- ル 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を登録認証機関に報告すること。
- ヲ 登録認証機関は、認証事業者がイからルまでに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、<u>認証事業者</u>に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は<u>認証</u>に係る工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、対象農林物資に係る広告若しくは表示、対象農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査することができること。
- ワ 登録認証機関は、認証事業者がイからルまでに掲げる条件に違反し、又はヲの報告を せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくはヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと きは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の

が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することについての<u>登録認定機関</u>による 当該日本農林規格に定める測定方法を用いた確認を受け、当該確認の結果、適合すると 確認されたものについてのみ、格付を行うことができること。

- ロ 認定事業者は、認定事項が一の基準に適合するように維持すること。
- ハ <u>認定事業者</u>は、<u>農林物資の規格化等に関する法律</u>(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第18条及び第19条の規定を遵守すること。
- ニ <u>認定事業者</u>は、法<u>第19条の2</u>の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は法<u>第20条第2項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法 第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。
- ホ <u>認定事業者</u>は、氏名若しくは名称、住所若しくは<u>認定事項</u>を変更しようとするとき又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ<u>登録認定機関</u>にその旨を 通知すること。
- へ <u>認定事業者は、認定</u>を受けている旨の<u>広告又は表示</u>を行うときは、その<u>認定</u>に係る対象農林物資以外の<u>商品</u>について<u>登録認定機関の認定</u>を受けていると誤認させ、又は<u>登録認定機関の認定</u>の審査の内容その他の<u>認定</u>に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- ト <u>認定事業者</u>は、<u>認定</u>を受けている旨の<u>広告又は表示</u>を行うときは、その<u>認定</u>に係る対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- チ <u>認定事業者</u>は、<u>登録認定機関が認定事業者</u>に対し、ヘ又はトの条件に違反すると認めて、<u>広告若しくは表示</u>の方法を改善し、又は<u>広告若しくは表示</u>をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- リ へ及びトに定めるもののほか、<u>認定事業者</u>は、他人にその<u>認定</u>又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その<u>認定</u>に係る対象農林物資以外の<u>商</u> 品について<u>登録認定機関の認定</u>を受けていると誤認させ、又は<u>登録認定機関の認定</u>の審査の内容その他の<u>認定</u>に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- ヌ <u>認定事業者</u>は、格付を行うときに<u>登録認定機関</u>が行うイの確認のための調査及び<u>登録</u> <u>認定機関</u>が定期的に、又は必要に応じて行うロの条件が遵守されているかどうかを確認 するための調査に協力すること。
- ル 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を登録認定機関に報告すること。
- ヲ 登録認定機関は、認定事業者が行う格付に関する業務が適切に行われているかどうか を確認し、又はへ、ト若しくはりの条件が遵守されているかどうかを確認するため必要 があるときは、<u>認定事業者</u>に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は<u>認定</u>に係る 工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、対象 農林物資に係る広告若しくは表示、対象農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件 を検査することができること。
- ワ <u>登録認定機関は、認定事業者</u>がイからルまでに掲げる条件に違反し、又はヲの報告を せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくはヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと きは、その<u>認定</u>を取り消し、又は当該<u>認定事業者</u>に対し、格付に関する業務及び格付の

表示の付してある対象農林物資の出荷を<u>停止し、又は登録認証機関が適当でないと認め</u>る格付の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。

- カ <u>登録認証機関は、認証事業者</u>がワの規定による請求に応じないときは、その<u>認証</u>を取 り消すこと。
- <u>国</u>登録認証機関は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、対象農林物資についての<u>認証</u>である旨及び対象農林物資の種類、<u>認証</u>に係る工場又は事業所の名称及び所在地並びに<u>認証</u>の年月日、ワの規定による請求をしたとき又はその<u>認証</u>を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。
- 夕 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証にかかる格付の付してある 農林物資の出荷を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除 去若しくは抹消をすること。
- <u>
  </u> 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。
- (2) 認証事項の確認に関する基準
- ① <u>認証事業者</u>が格付を行おうとするときは、<u>認証事項</u>が一の基準に適合することを確認すること。
- ② <u>認証事業者</u>から<u>認証事項</u>を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ③ ②の場合のほか、<u>認証事業者が認証</u>事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ④ <u>認証事業者の認証</u>をした日又は<u>認証事業者</u>に係る<u>認証事項</u>が一の基準に適合していることを確認した日(②、③又は⑤の確認をした日を除く。)から一年以内に当該<u>認証事業者</u>に係る認証事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ⑤ ④に定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか、当該登録認証機関の認証に 係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとすること。
- ⑥ ①から⑤までに定めるもののほか、<u>認証事業者</u>に係る<u>認証事項</u>が一の基準に適合しない おそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該<u>認証事業者</u>に係る<u>認証事項</u>が一の基 準に適合することを確認すること。
- ① ①から⑥までの確認は、(1)の①及び②の基準に適合する方法により行うこと。ただし、②、③又は④の確認においては、(1)の①の書類審査の結果、当該<u>認証事業者</u>に係る<u>認証事項</u>が一の基準に適合すると認めるときは、(1)の①の実地の調査及び(1)の②の確認を省略することができること。
- (3) 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準
- ① <u>認証事業者</u>に係る<u>認証事項</u>が一の基準に適合しなくなったとき(<u>⑤</u>のイに該当するときを除く。)又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、当該<u>認証事業者</u>に対し、一の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。
- ② 認証事業者が法第37条の規定に違反したとき(⑤の口に該当するときを除く。)は、当

表示の付してある対象農林物資の出荷を停止することを請求することができること。

- カ <u>登録認定機関は、認定事業者</u>がワの規定による請求に応じないときは、その<u>認定</u>を取 り消すこと。
- <u>心 認定事業者</u>の氏名又は名称及び住所、対象農林物資についての<u>認定</u>である旨及び対象 農林物資の種類、<u>認定</u>に係る工場又は事業所の名称及び所在地並びに<u>認定</u>の年月日、ワ の規定による請求をしたとき又はその<u>認定</u>を取り消したときは当該請求又は取消しの年 月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該 廃止の年月日を公表すること。

(新設)

(新設)

- (2) 認定事項の確認に関する基準
- ① <u>認定事業者</u>が格付を行おうとするときは、<u>認定事項</u>が一の基準に適合することを確認すること。
- ② <u>認定事業者から認定事項</u>を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認定事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ③ ②の場合のほか、<u>認定事業者が認定事項</u>を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認定事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ④ <u>認定事業者の認定</u>をした日又は<u>認定事業者</u>に係る<u>認定事項</u>が一の基準に適合していることを確認した日(②、③又は⑤の確認をした日を除く。)から一年以内に当該<u>認定事業者</u>に係る認定事項が一の基準に適合することを確認すること。

(新設)

- ⑤ ①から④までに定めるもののほか、<u>認定事業者</u>に係る<u>認定事項</u>が一の基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該<u>認定事業者</u>に係る<u>認定事項</u>が一の基準に適合することを確認すること。
- ⑤ ①から⑤までの確認は、(1)の①及び②の基準に適合する方法により行うこと。ただし、②、③又は④の確認においては、(1)の①の書類審査の結果、当該<u>認定事業者</u>に係る<u>認定事項</u>が一の基準に適合すると認めるときは、(1)の①の実地の調査及び(1)の②の確認を省略することができること。
- (3) 認定事業者の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準
- ① <u>認定事業者</u>に係る<u>認定事項</u>が一の基準に適合しなくなったとき(<u>⑥</u>のイに該当するときを除く。)又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、当該<u>認定事業者</u>に対し、一の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。
- ② 認定事業者が法第18条又は第19条の規定に違反したとき(⑥の口に該当するときを除く

該<u>認証事業者</u>に対し、格付に関する業務<u>及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること、当該格付の表示を除去又は抹消すること並びに</u>格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

- ③ <u>認証事業者</u>が(1)の③のヘ又はトの条件に違反したときは、当該<u>認証事業者</u>に対し、<u>情報</u>の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求すること。
- ④ <u>認証事業者</u>に対して<u>①又は③</u>の規定による請求をする場合において、当該<u>認証事業者</u>が 当該請求に係る措置を<u>速やかに</u>講ずる<u>ことが見込まれないとき</u>は、当該<u>認証事業者</u>に対し 、当該<u>認証事業者</u>が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務(当該請求 に係るものに限る。)及び格付の表示の付してある対象農林物資(当該請求に係るものに 限る。)の出荷を停止することを請求すること。

(削る。)

- ⑤ 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
- イ <u>認証事業者</u>に係る<u>認証事項</u>が一の基準に適合しなくなった場合であって、一の基準に 適合するものとなることが見込まれないとき。
- ロ <u>認証事業者</u>が法<u>第37条</u>の規定に違反した場合<u>(軽微な違反である場合を除く。)</u>であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- <u>ハ</u> 認証事業者が①又は③の規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年 を超えると見込まれるとき。
- 二 認証事業者が正当な理由がなくて②又は④の規定による請求に応じないとき。
- ホ 認証事業者が正当な理由がなくて(1)の③のヲの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし 又は(1)の③のヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は(2)の①から⑤まで の確認のための書類審査若しくは実地の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- へ 農林水産大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当 な理由がなくて、法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規 定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項 の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認証事業者の 認証を取り消すことを求めたとき。
- (4) 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準
- ① 認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項(これらの事項に変更があったと

- 。)は、当該<u>認定事業者</u>に対し、格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。
- ③ <u>認定事業者</u>が(1)の③のへ又はトの条件に違反したときは、当該<u>認定事業者</u>に対し、<u>広告</u>若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべきことを請求すること。
- ④ <u>認定事業者</u>に対して<u>①から③まで</u>の規定による請求をする場合において、当該<u>認定事業者</u>が当該請求に係る措置を講ずる<u>のに相当の期間を要すると見込まれるとき</u>は、当該<u>認定事業者</u>に対し、当該<u>認定事業者</u>が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務(当該請求に係るものに限る。)及び格付の表示の付してある対象農林物資(当該請求に係るものに限る。)の出荷を停止することを請求すること。<u>ただし、当該認定事業者が</u>①から③までの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が1年を超えると見込まれるときは、①から③までの規定にかかわらず、その認定を取り消すことができること。
- ⑤ 認定事業者が正当な理由がなくて、(1)の③のヲの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は(1)の③のヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認定事業者が当該検査に応じ、当該検査が終了するまでの間、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷を停止することを請求すること。
- ⑥ 認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すこと。
  - イ <u>認定事業者</u>に係る<u>認定事項</u>が一の基準に適合しなくなった場合であって、一の基準に 適合するものとなることが見込まれないとき。
  - ロ <u>認定事業者</u>が法<u>第18条又は第19条</u>の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当 該認定事業者の故意又は重大な過失によるとき。
  - 農林水産大臣が登録認定機関に対し、当該登録認定機関が認定した認定事業者が正当な理由がなくて、法第19条の2の規定による命令に違反し、又は法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認定事業者の認定を取り消すことを求めたとき。
  - ニ 認定事業者が正当な理由がなくて④又は⑤の規定による請求に応じないとき。

(新設)

(新設)

- (4) 認定事業者の認定等に係る公表に関する基準
- ① 認定事業者の認定をしたときは、遅滞なく、次の事項(これらの事項に変更があったと

きは、変更後のもの)を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用 その他適切な方法によりこれらの事項(これらの事項に変更があったときは、変更後のも の)の提供をすること。

- イ 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ロ 対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類
- ハ 認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ニ 認証の年月日
- ② <u>認証事業者</u>に対し、(3)の②又は④の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
- イ 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ロ 対象農林物資についての請求である旨、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資について<u>出荷を停止すること、登録認証機関が適当でないと認める格付</u>の表示の除去若しくは抹消を請求している旨並びに対象農林物資の種類

ハ~ホ (略)

③ <u>認証事業者</u>が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

イ 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

口~ホ (略)

- ④ 認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
- イ 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

口 (略)

ハ 取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地

ニ・ホ (略)

- ⑤ 取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当 該認証に係る格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当 でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨を事務所におい て公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供をするこ と。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間 行うこと。
- イ ①に掲げる事項の閲覧及び提供 <u>認証</u>をした日から当該<u>認証</u>に係る<u>認証事業者が格付</u> に関する業務を廃止する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取消しをする日まで

きは、変更後のもの)を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用 その他適切な方法によりこれらの事項(これらの事項に変更があったときは、変更後のも の)の提供をすること。

- イ 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ロ 対象農林物資についての認定である旨及び対象農林物資の種類
- ハ 認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ニ 認定の年月日
- ② <u>認定事業者</u>に対し、(3)の<u>④</u>又は<u>⑤</u>の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
  - イ 請求に係る認定事業者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 対象農林物資についての請求である旨、格付に関する業務<u>及び</u>格付の表示の付してある対象農林物資について出荷の停止を請求している旨並びに対象農林物資の種類
  - ハ 請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - ニ 請求の年月日
- ホ 請求の理由
- ③ <u>認定事業者</u>が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
  - イ 廃止に係る認定事業者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類
  - ハ 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - ニ 廃止の年月日
- ④ 認定の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
  - イ 取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類
  - ハ 取り消した認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - ニ 取消しの年月日
- ホ 取消しの理由

(新設)

- ⑤ ①から④までに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間 行うこと。
- イ ①に掲げる事項の閲覧及び提供 <u>認定</u>をした日から当該<u>認定</u>に係る<u>認定事業者</u>が<u>格付</u> の業務を廃止する日又は当該認定に係る認定事業者の認定の取消しをする日までの間

の間

- ロ ②に掲げる事項の閲覧及び提供 (3)の②又は④に規定する格付に関する業務、格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止の期間又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消抹消を終了した日までの間
- ハ ③又は④に掲げる事項の閲覧及び提供 <u>認証事業者</u>が格付に関する業務を廃止する日 又は認証の取消しをする日から一年を経過する日までの間
- <u>二</u> <u>⑤に規定する事項の閲覧及び提供</u> 当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経 過する日までの間
- 2 登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準

1 の規定は、登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準について準用する。この場合において、1 の(1)中「取扱業者又は外国取扱業者」とあるのは「外国取扱業者」と、1 の(1)の③の二中「第39条第1項」とあるのは「第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定」と、「命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して」とあるのは「請求を拒んで」と、1 の(3)の⑤のヘ中「、法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」とあるのは「法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

- 三 対象農林物資についての農林水産大臣が定める<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>の<u>認証</u>等の 報告
- 1 登録認証機関の認証等の報告
- (1) <u>登録認証機関</u>は、二の1の(1)の<u>認証</u>をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した 別記様式第一号による報告書を<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して</u>農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に 変更があったときも、同様とする。
- ① 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 当該認証に係る者の認証品質取扱業者又は認証品質外国取扱業者の別
- ③ 対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類
- ④ 当該認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 当該認証の年月日
- (2) <u>登録認証機関</u>は、二の1の(3)の②又は<u>④</u>の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号による報告書を<u>センターを経由して</u>農林水産大臣に提出しなければならない。
- ①~⑤ (略)

- ロ ②に掲げる事項の閲覧及び提供 (3)の<u>④</u>又は<u>⑤</u>に規定する格付に関する業務<u>及び</u>格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止の期間
- ハ ③又は④に掲げる事項の閲覧及び提供 <u>認定事業者</u>が格付に関する業務を廃止する日 又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

(新設)

2 登録外国認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準

1の規定は、登録外国認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準について準用する。この場合において、1の(1)中「製造業者等又は外国製造業者等」とあるのは「外国製造業者等」と、1の(1)の③のハ中「及び第19条」とあるのは「、第19条及び第19条の5の規定並びに法第19条の6第3項において準用する法第19条の2」と、同ニ中「第19条の2」とあるのは「第19条の6第3項において準用する法第19条の2」と、「命令に違反し、又は法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して」とあるのは「請求を拒んで」と、1の(3)の②及び1の(3)の⑥のロ中「又は第19条」とあるのは「、第19条若しくは第19条の5の規定又は法第19条の6第3項において準用する法第19条」と、同⑥のハ中「、法第19条の2の規定による命令に違反し、又は法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」とあるのは「法第19条の6第3項において準用する法第19条の2の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

- 三 対象農林物資についての農林水産大臣が定める<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関の認定</u>等の報告
- 1 登録認定機関の認定等の報告
- (1) <u>登録認定機関</u>は、二の1の(1)の<u>認定</u>をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した 別記様式第一号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事 項に変更があったときも、同様とする。
- ① 当該認定に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 当該認定に係る者の製造業者等又は外国製造業者等の別
- ③ 対象農林物資についての認定である旨及び対象農林物資の種類
- ④ 当該認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 当該認定の年月日
- (2) <u>登録認定機関</u>は、二の1の(3)の<u>④</u>又は<u>⑤</u>の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に 掲げる事項を記載した別記様式第二号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならな い。
- ① 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 対象農林物資についての請求である旨及び対象農林物資の種類

(3) 登録認証機関は、認証事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げ る事項を記載した別記様式第三号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出し なければならない。

①~④ (略)

(4) 登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記 載した別記様式第四号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければな らない。

 $\bigcirc \sim \bigcirc \bigcirc (\mathbb{R})$ 

- (5) 登録認証機関は、法第69条第1項第1号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産 大臣に提出しなければならない。
- 2 登録外国認証機関の認証等の報告

1の規定は、登録外国認証機関の認証等の報告について準用する。この場合において、1の( 2)中「二の1」とあるのは「二の2において進用する二の1」と読み替えるものとする。

四 対象農林物資についての外国取扱業者の公示

農林水産大臣は、三による報告を受けたときは、当該報告に係る外国取扱業者に係る事項を公 示しなければならない。

## 様式第一号

月 日

農林水産大臣

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名 所

代表者氏名

認定〈変更〉報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第62号)第47条第1項「第66 条において準用する同規則第47条第1項]の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記

- 1 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該認証に係る者の取扱業者又は外国取扱業者の別
- 3 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての認証である旨及び当該農林物資の種類
- 4 当該認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地

- ③ 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 当該請求の年月日
- ⑤ 当該請求の理由
- (3) 登録認定機関は、認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げ る事項を記載した別記様式第三号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- ① 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類
- ③ 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 当該廃止の年月日
- (4) 登録認定機関は、認定事業者の認定を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記 載した別記様式第四号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- ① 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類
- ③ 当該取り消した認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 当該取消しの年月日
- ⑤ 当該取消しの理由

(新設)

2 登録外国認定機関の認定等の報告

1の規定は、登録外国認定機関の認定等の報告について準用する。この場合において、1の( 2)中「二の1」とあるのは「二の2において準用する二の1」と読み替えるものとする。

四 対象農林物資についての外国製造業者等の公示

農林水産大臣は、三による報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等に係る事項を 公示しなければならない。

## 様式第一号

農林水産大臣

登録認定機関 [登録外国認定機関] 名

代表者氏名

認定〈変更〉報告書

農林物資の規格化等に関する施行規則(昭和25年農林省令第62号)第47条第5項「第66 条において準用する同規則第47条第5項]の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 当該認定に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該認定に係る者の製造業者等又は外国製造業者等の別
- 3 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての認定である旨及び当該農林物資の種類
- 4 当該認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地

印

5 当該<u>認証</u>の年月日 備考 (略)様式第二号農林水産大臣

○○ ○○ 殿

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

È

代表者氏名

業務停止請求報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和 25 年農林省令第 62 号) 第 47 条第 2 項 [第 66 条において準用する同規則第 47 条第 2 項 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 $1 \sim 5$  (略)

備考 (略)

様式第三号

年 月 日

農林水産大臣

○○ ○○ 殿

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

所

代表者氏名

認定事業者の業務廃止報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和25年農林省令第62号) 第47条第<u>3</u>項[第66 条において準用する同規則第47条第<u>3</u>項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1~4 (略)

備者 (略

様式第四号

5 当該認定の年月日

備考 1 変更の報告にあっては、当該変更に係る事項のみを記載すること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二号

年 月 日

囙

農林水産大臣

00 00 殿

登録認定機関 [登録外国認定機関] 名

住 所

年 月

月

代表者氏名

業務停止請求報告書

農林物資の規格化等に関する施行規則 (昭和 2 5 年農林省令第 6 2 号) 第 4 7 条第  $\underline{5}$  項 [第 6 6 条において準用する同規則第 4 7 条第  $\underline{5}$  項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての請求である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該請求の年月日
- 5 当該請求の理由

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第三号

農林水産大臣

登録認定機関 [登録外国認定機関] 名

住 所

代表者氏名

認定事業者の業務廃止報告書

農林物資の規格化等に関する施行規則 (昭和25年農林省令第62号) 第47条第<u>5</u>項 [第66 条において準用する同規則第47条第<u>5</u>項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該廃止の年月日

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第四号

印

年 月 日

囙

農林水産大臣

(() () () () ()

登録認証機関「登録外国認証機関」名

所

代表者氏名

00 00 殿

登録認定機関 [登録外国認定機関] 名

代表者氏名

年 月 日

認定取消報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第62号)第47条第5項「第66 条において準用する同規則第47条第5項]の規定に基づき、下記のとおり報告します。

農林水産大臣

1~5 (略)

認定取消報告書

農林物資の規格化等に関する施行規則(昭和25年農林省令第62号)第47条第5項「第66 条において準用する同規則第47条第5項]の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての取消しである旨及び当該農林物資の種
- 3 当該取り消した認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該取消しの年月日
- 5 当該取消しの理由

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考 (略)